

## 「高松市人権教育・啓発に関する基本指針（案）」のパブリック・コメント実施結果

本市では、平成28年2月8日から2月22日までの期間、「高松市人権教育・啓発に関する基本指針（案）」についてのパブリックコメントを実施しました。いただいた御意見の要旨及びそれに対する本市の考え方を以下のとおりまとめましたので、公表いたします。

1 意見総数 4件（1人）

2 いただいた御意見の要旨及びそれに対する本市の考え

※ 一人の御意見で複数項目ある場合は、項目ごとの回答としています。

内容	御意見（要旨）	市の考え方
全般	人に様々なラベルが付くことは気になるが、ラベルの不必要な社会となっていくことを願う。	市民一人ひとりの人権が尊重され、差別や偏見のない社会の実現に向けて、各分野において人権意識を尊重した各種施策を積極的に推進してまいります。
障がい者	障がい者の暮らしやすい社会となっていくことに感謝する。	障がいのある人もない人も分け隔てなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら、笑顔で暮らすことのできる、バリア（障壁）のない地域社会の実現に向けた取組を推進するとともに、障がいを理由とする差別の解消の推進に努めます。

労働者	最近、パワハラが増えているのではないか。	今日の厳しい社会経済状況の中で、セクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等の各種ハラスメントが、発生していることから、企業等を対象に、人権に配慮した取組を推進するための研修を実施するなど、基本的人権が尊重され、多様な人材が活躍できる労働環境が確保できるための啓発活動に取り組んでまいります。
地域社会での取組	地域社会でだれもが集える場ができ、人権尊重の体験の場となっていくことを望む。	地域コミュニティセンター、文化センター、児童館など地域に密着した施設を活用し、身近な課題や地域の実情に合わせたテーマを設定したり、人権に関する行事等の企画運営に携わる参加型の学習を取り入れたりするなど内容の創意工夫を行いつつ、さまざまな市民が参加できる学習機会の提供に努めます。